

京都市小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小型焼却炉から排出されるばいじん及びダイオキシン類の排出の抑制に関し必要な事項を定め、ばいじん及びダイオキシン類による大気の汚染を防止し、もって市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ダイオキシン類」とは、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの混合物をいう。

2 この要綱において「小型焼却炉」とは、1時間当たりの処理能力が200キログラム未満であり、かつ、火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が2平方メートル未満の廃棄物の焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に規定する焼却施設を除く。以下同じ。）をいう。

3 この要綱において「特定小型焼却炉」とは、小型焼却炉のうち、1時間当たりの処理能力が50キログラム以上又は火格子面積若しくは火床面積が0.5平方メートル以上の廃棄物の焼却施設をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、ばいじん及びダイオキシン類の排出の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。

(小型焼却炉の設置者の責務)

第4条 小型焼却炉を設置している者は、小型焼却炉の使用に関し、その使用の適正化を図ることその他必要な措置を講じることにより、ばいじん及びダイオキシン類の排出の抑制に努めるとともに、本市の施策に協力しなければならない。

(排出抑制基準の設定)

第5条 市長は、特定小型焼却炉から排出されるばいじんの濃度及びダイオキシン類の濃度（以下「ばいじん等の濃度」という。）に係る排出抑制基準を定めなければならない。

(ばいじん等の濃度の測定等)

第6条 特定小型焼却炉を設置している者は、別に定めるところにより、ばいじんの濃度及びダイオキシン類の濃度を測定し、その記録を測定の日から3年間保存しなければならない。

(特定小型焼却炉設置計画書の届出等)

第7条 特定小型焼却炉を設置しようとする者は、別に定めるところにより、設置に係る工事に着手しようとする日の60日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項の規定に基づき届け出た場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の届出があったときは、別に定めるところにより、ばいじん及びダイオキシン類の排出の抑制に関し必要な指導を行わなければならない。

(報告又は資料の提出)

第8条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、特定小型焼却炉の設置者に対し、ばいじん等の濃度その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(設置者に対する勧告)

第9条 市長は、ばいじん等の濃度が第5条に規定する排出抑制基準に適合しないため、ばいじん及びダイオキシン類による周辺的生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、特定小型焼却炉の設置者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(補則)

第10条 この要項において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

京都市小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱実施細則

(用語)

第1条 この細則で使用する用語は、京都市小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱（以下「要綱」という。）において使用する用語の例によるものとする。

(排出抑制基準)

第2条 要綱第5条に規定する排出抑制基準は、別表第1のとおりとする。

(測定方法)

第3条 ばいじん等の濃度の測定方法は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(特定小型焼却炉設置計画書の届出)

第4条 要綱第7条第1項の規定による届出は、特定小型焼却炉設置計画書（別記様式）により行う。

(特定小型焼却炉の設置に関する指導内容)

第5条 要綱第7条第2項の規定による指導は、特定小型焼却炉の構造については別表第4により、特定小型焼却炉の維持管理については別表第5に基づき行うものとする。

附 則

この細則は、平成11年5月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和2年4月17日から実施する。

附 則

この細則は、令和4年7月1日から実施する。

別表第1（第2条関係）

特定小型焼却炉に係るばいじんの濃度及びダイオキシン類の濃度の排出抑制基準

設置時期に関する区分	ばいじん (g/m ³ N)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)
平成11年4月30日までに設置されたもの	0.25	10
平成11年5月1日以降に設置されたもの	0.15	5

- (1) 平成11年4月30日までに設置された特定小型焼却炉については、ばいじん及びダイオキシン類に係る排出抑制基準は平成12年3月31日まで適用しない。
- (2) 平成11年4月30日までに設置された特定小型焼却炉については、ダイオキシン類に係る排出抑制基準の適用は、平成12年4月1日から平成14年11月30日までは、同表中「10」とあるのは、「80」と読み替える。

備考 この表に掲げるばいじん及びダイオキシン類の濃度は、次式により算出した濃度とする。

$$C = \{(21 - 12) / (21 - O_s)\} \times C_s$$

C : ばいじんの濃度 (g/m³N) 及びダイオキシン類の濃度 (ng/m³N)

O_s : 排ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合には20%とする)

C_s : 排ガス中のばいじんの濃度 (g/m³N) 及びダイオキシン類の濃度 (ng/m³N)